

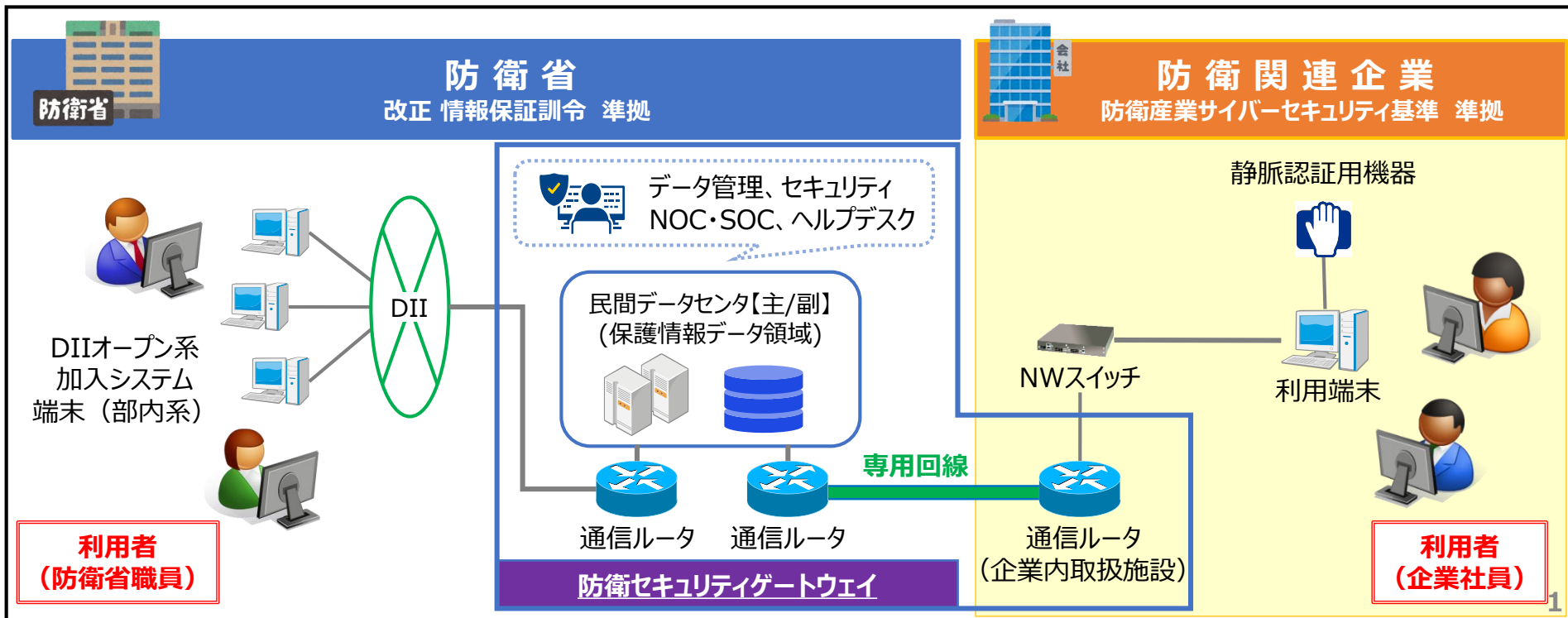
防衛セキュリティゲートウェイの概要

- 防衛セキュリティゲートウェイは、官民間で安全かつ効率的に保護すべき情報の共有を行うため、防衛装備庁が「防衛産業サイバーセキュリティ基準※」等に従って整備するインフラ基盤。

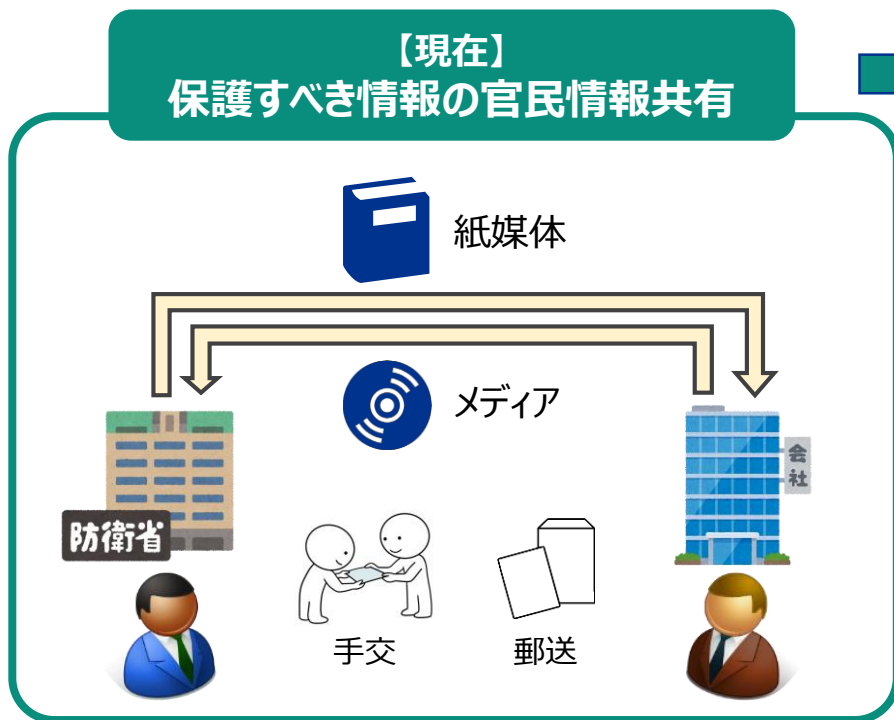
※ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準

- 「装備品等の開発及び生産のための基盤を強化する」（防衛生産基盤強化法）ための事業として、いわば防衛力そのものである防衛生産基盤のサイバーセキュリティ強化を図るべく、令和5年度事業として実施。
- 中央調達、地方調達の別を問わず、情報セキュリティ確保特約条項付契約において発生する、「保護すべき情報」について、官民間で電子的な授受が可能。

— 防衛セキュリティゲートウェイと利用者周辺の構成イメージ —

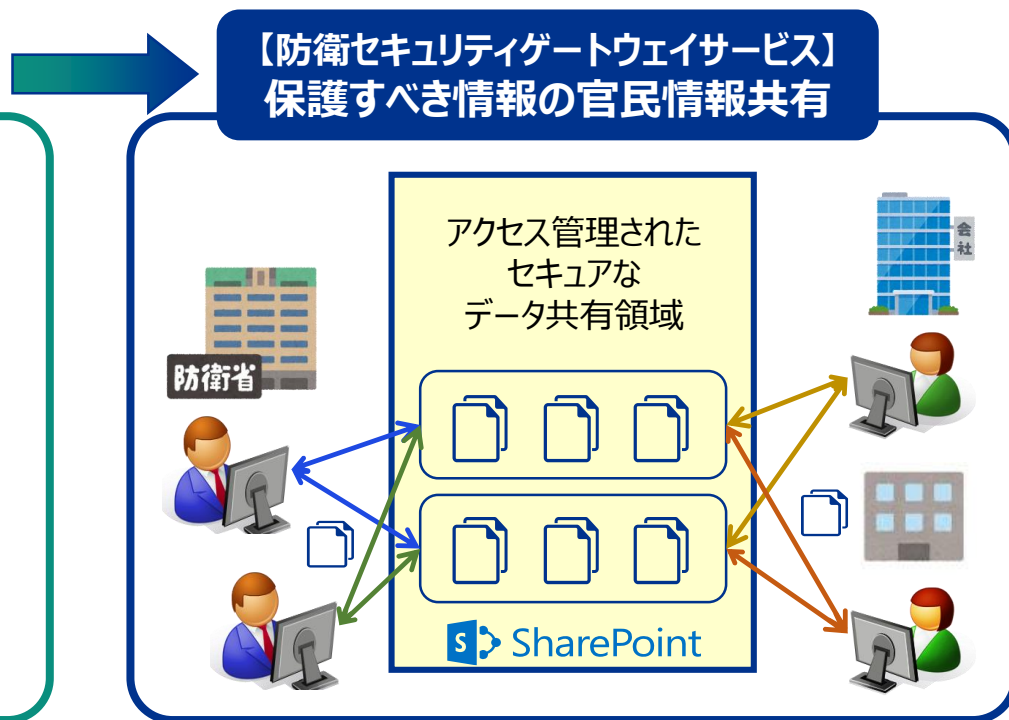


防衛セキュリティゲートウェイサービスによる業務処理



■ 紙媒体／電子媒体での授受

- 媒体の紛失リスク、媒体の資産管理が必要
- 物理的な保管場所が必要
- 媒体授受に手続きが必要
- 物理的な受け渡しによるタイムラグが発生



■ 電子データの直接共有

- セキュリティ対策が具備された専用領域を介した担当者間の直接のデータ共有
- 物理的な保管場所が不要（ストレージのみ）
- オンラインでのリアルタイム又はニアリアルタイムでのデータ共有でタイムラグ極小

※ 手交、郵送といった従来の方法も引き続き可能。

防衛セキュリティゲートウェイサービスの加入から利用までの流れ

1. 加入の流れ 【DSGの加入には、防衛産業サイバーセキュリティ基準に定める取扱施設等の整備が必要】

	Step_1 事前準備	Step_2 加入申請	Step_3 環境整備
加入企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用端末設置場所としての取扱施設等の整備 ● 必要な機材（端末等）の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防衛装備庁に加入申請書等を提出 ● 利用端末等設置場所の自己点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回線敷設工事立会(有線の場合) ● 利用端末のセットアップ ● 管理者の生体認証登録 ● DSGへの接続テスト
防衛装備庁		<ul style="list-style-type: none"> ● 利用する回線種別の決定 ● 自己点検内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回線敷設工事(有線の場合) ● 通信ルータ設置 ● 最終現地確認

2. 利用の流れ 【DSGの利用には、加入が完了していること、保護すべき情報を取り扱う契約の締結が必要】

	Step_4 利用申請	Step_5 利用開始
加入企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 防衛装備庁に利用申請書を提出※ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用に必要なアカウント情報の受領 ● 利用者の生体認証登録
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ● 防衛装備庁に利用申請書を提出(官側利用者) ● 利用申請内容の確認(防衛装備庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ● アカウント情報の送付(防衛装備庁) ● 利用に必要なアカウント情報の受領(官側利用者)

※サプライヤ分の利用申請書は、上位サプライヤが取りまとめる必要があります